

野木町立学校部活動の地域移行基本方針

対象期間 令和6年度～令和10年度

令和6年10月

野木町教育委員会

目次	1
1 はじめに	2
2 国の動向	3
3 栃木県における方向性	4
4 国及び県の方針を踏まえた地域クラブ活動への移行の全体像	5
5 野木町の部活動の現状や課題	6
6 町の基本的な考え方	7～8
7 部活動の地域移行に向けた具体的取り組み	9
(1) 地域移行によって期待される効果	9
(2) 部活動の地域移行推進体制	10
(3) リーフレット配布とアンケート	10～11
8 具体的課題と今後の取り組み	12
(1) 地域移行の受け皿としての運営団体の強化や指導者の確保について	12
①受け皿としての運営団体(総合型地域スポーツクラブ)の強化	12
②指導者人材の確保	12～13
(2) 学校と運営団体の連携強化について	13
①指導の一貫性の確保	13
②地域移行における部活動の教育的意義の継承・発展	13
(3) 生徒・保護者への理解と支援について	14
①生徒・保護者への理解促進・啓発の方法	14
②保護者の負担	14
③運営経費及び支援	14
④地域クラブ認定制度	15
⑤活動場所	15
(4) 教職員の兼職兼業について	15～16
9 町・コーディネーター・学校の役割と移行の流れ	17
10 スケジュール	18
終わりに	19

1 はじめに

学校の部活動は、生徒のスポーツや文化芸術等に親しむ貴重な機会を確保し、自主的・主体的な参加による活動を通じて、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして、大きな役割を担ってきました。また、多様な学びの場として、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教職員等との好ましい人間関係を構築し、自己肯定感を高めるなどの教育的意義だけでなく、生徒の意欲向上や成長を保護者とも共有することで、学校の教育活動への信頼を高めることや学校・地域の一体感、愛校心の醸成にも大きく貢献してきました。

しかし、少子化が進展する中、生徒数も減少するなど、学校での部活動をこれまでと同様の体制で運営することが難しくなっており、学校や地域によっては持続可能性という面で厳しさを増してきました。

さらに、近年、教職員の働き方改革という面で、その在り方に課題があるとされてきました。部活動は教員等の献身的な勤務によって支えられていますが、長時間勤務の要因であることや競技経験のない専門外の教員等が指導せざるを得ない状況にあり、大きな負担となっていることから、学校の働き方改革も考慮した部活動の改革が求められています。

本町においては、国が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）及び「とちぎ部活動移行プラン」（令和5年3月）を踏まえ、部活動の地域移行に向けた検討を進めるための「野木町立学校部活動の地域移行基本方針」を策定し、円滑な地域移行を目指します。

野木町教育委員会 教育長 菊地 良夫

2 国の動向

学校の部活動の厳しい現状については、中央教育審議会や国会等においても指摘されており、これまでスポーツ庁や文化庁から、部活動の運営の適正化に向けた改善方策や地域との連携・協働、地域移行の方向性が示されてきました。

- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月文部科学省）
- 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月スポーツ庁）
- 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月文化庁）
- 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁）

部活動の地域移行は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備し、地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国として令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援。

【学習指導要領における部活動の位置づけ】（平成29年改訂）

「部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること」として、学習指導要領に位置づけられた活動である。

国のガイドラインで、改革推進期間と位置付けている令和5年度から令和7年度までの3年間において取り組みを重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すとしています。

3 栃木県における方向性

〔県の方針〕

栃木県教育委員会では、国の方針を踏まえ、「とちぎ部活動移行プラン（令和5年3月）」を策定しました。本プランでは、以下の目標が示されました。

プランの目標

本県生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ活動の場を持続可能なものとするとともに、学校部活動から地域クラブへ段階的に移行するため最初のステップとして、本プランの目標を次のとおりとします。

【基本目標】

生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりに取り組みます。

【活動目標】

令和7(2025)年度までに、全ての公立中学校の休日の部活動を1つ以上、地域クラブ活動にすることを目指します。

4 国及び県の方針を踏まえた地域クラブ活動への移行の全体像

学校や運営団体、行政の三者の連携により、持続可能な体制の構築及び環境の整備に取り組みつつ、段階的に地域移行を進めていきます。

【学校部活動】		【地域クラブ活動】	
位置付け	学校教育の一環 〔教育課程外の学校教育活動〕	位置付け	社会教育の一環 〔学校と地域が連携して行う活動〕
運営団体 実施主体	学校	運営団体 実施主体	多様な組織団体 総合型地域スポーツクラブ スポーツ協会、スポーツ少年団 各種競技団体、プロチーム 民間事業者、大学、文化協会 文化芸術団体、保護者会
対象	当該校の生徒	対象	当該校の生徒 ◎地域や学校の実情に応じて
主な指導者	当該校の教員 部活動指導員	主な指導者	地域指導者 ◎教員の兼職兼業（※1）を含む 〔令和7年度から〕
活動場所	当該校の施設	活動場所	学校施設、社会教育施設 公共スポーツ・文化施設 地域団体・民間事業者等が有する施設
活動日 （週間当たり）	平日4日、休日1日	活動日 （週間当たり）	休日1日◎平日は原則学校部活動 ※完全移行は平日4日、休日1日
活動時間	平日2時間程度 休日3時間程度	活動時間	平日2時間程度 休日3時間程度
費用	部活動運営費 保護者会費等	費用	地域クラブ会費・他
補償	災害共済給付	補償	スポーツ安全保険（学校教育活動外の活動のため）令和7年度町費で負担を検討
責任	学校	責任	地域クラブ（運営団体）
指導者の報酬等	休日の学校部活動は特殊業務手当	指導員の報酬等	地域クラブが報酬を設定

※1 兼職兼業…休日の地域クラブ活動の指導を希望する教員につきましては、教育委員会が認める「兼職兼業」という許可を得る必要があります。許可を得た場合、地域スポーツ指導者として指導を行い、報酬を受けとることができます。

5 野木町の部活動の現状や課題

(1) 生徒数 町立中学校の全生徒数の推移

中学校	令和3年度	令和6年度	令和12年度
野木中学校	340	292	282
野木第二中学校	309	270	262
合計	649	562	544

野木町の中学校の部活動を取り巻く状況は近年大きく変化してきています。本町の人口減少とともに、生徒数も減少傾向にあります。

(2) 令和6年度の野木町立中学校の部活動数（運動部）

中学校	男子の部活	女子の部活	計
野木中学校	10	9	19
野木第二中学校	6	6	12

※野木町立中学校は、運動部12種目（31部）、文化部3種目（8部）

部活動加入率は約87%ですが、運動部の団体競技では、部員不足のため単独でチームを編成することができない部もあります。

部員の少ない部活動同士が合同編成チームで大会等に出場や部員不足などにより募集停止となっていく部活動も考えられ今後、減少傾向にあると考えられます。

また、自分の通う学校に、本来希望する部活動がないという状況があります。（部活動未加入率は、令和6年度は13%）

(3) 中学校教員の時間外勤務

月時間	令和2年度	令和3年度	令和5年度
45時間超え	89%	95%	87%
80時間超え	48%	53%	42%
100時間超え	20%	19%	28%

時間外勤務時間45時間以内の教職員の割合を100%にする目標で働き方改革を推進しています。しかし、令和5年度については、教職員の87%が45時間を超えております。

要因の一つに、部活動指導が挙げられています。

6 町の基本的な考え方

〔基本方針の趣旨〕

町立中学校の生徒が、少子化の中でも、将来にわたりスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する観点に立ち、これまで学校教育活動の一環として行ってきた学校部活動の中で、休日における活動を地域クラブ活動として実施できるよう環境を整備するため策定するものです。

地域クラブ活動の環境の整備にあたっては、学校部活動の教育的意義を地域クラブ活動においても継承・発展できるよう留意します。また、学校における働き方改革の推進、つまり、教職員の負担軽減を図ることで、教職員が心身ともに充実し、子どもたちのための業務に専念できる環境をつくります。そして、本町教育の質の向上につなげていきます。

〔基本方針の位置づけ〕

基本方針は、スポーツ庁・文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、文部科学省による「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」、及び栃木県教育委員会による「とちぎ部活動移行プラン」を参酌し、「野木町立学校における働き方改革に関する方針」、「野木町立中学校部活動運営方針」に基き、スポーツや文化芸術活動を通じた生徒の健全育成や教員の負担軽減の観点も考慮しつつ、町立中学校の休日における運動部活動の段階的な地域移行を円滑に進めるための方針として位置付けるものです。

〔基本方針の方向性〕

- 将来的な中学校部活動の地域移行「全面実施」を見据え、その第一段階として、「休日における部活動の段階的な地域移行」を進めていきます。
- 各地域の実情に応じて、可能な限り早期の実現を目指すこととします。
- 学校と地域との連携・協働により、生徒の活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備します。
- 地域におけるスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実にも着実に取り組みます。
- 各校の実情に応じて、「部活動指導員」の適切な配置や「合同部活動」・「拠点校部活動」の導入等を検討し、当面は、「学校部活動」と「地域クラブ活動」を併存させながら、生徒の活動機会を保障していきます。

- 当面は、「運動部活動」における地域移行を進めていきます。
『文化部活動』については、運動部活動の地域移行の取り組みにおける成果や課題を踏まえたうえで、整備した運営体制をもとに、順次進めていきます。

〔基本方針の目標及び期間〕

生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ活動の場を持続可能なものにするとともに、学校部活動から地域クラブ活動へ段階的に移行するための最初のステップとして、本プランの目標を次のとおりとしました。

（基本目標）

生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりに取り組みます。

（活動目標）

短期目標

令和7(2025)年度までに、町立中学校の休日の運動部活動を地域クラブに2つ以上、また、平日活動を含めた地域クラブ設立を2つ以上目指します。

長期目標

令和10(2028)年度までに、町立中学校の休日の運動・文化部活動の全てを地域クラブに移行し、平日活動を含めた地域クラブの設立を3つ以上目指します。

休日の部活動移行が不可能な部活動は、休日の活動（練習）ができなくなります。
ただし、休日開催の試合・大会は、顧問の先生が引率するようになります。

7 部活動の地域移行に向けた具体的取り組み

(1) 地域移行によって期待される効果

部活動の地域移行は、単に地域の活動に移すということだけでなく、これまで部活動が果たしてきた教育的意義や生徒の成長への寄与を総括しながら、部活動の課題や今後の在り方、費用負担の軽減などを含め、実現の可能性が高く生徒にとって望ましい姿について慎重に検討を進める必要があります。指導者の確保や保護者負担などの課題がありますが、以下のように地域移行によって生徒や地域社会へ期待される効果も多々あります。

【地域移行による効果】

- 取り組みたいスポーツや文化芸術活動の選択肢の幅が広がり、多様な体験機会を確保することができる。
- 持続可能な活動を継続することができる。
- 専門的な指導を受けることや質の高い練習の機会が広がり、競技力・技術力を向上させることができる。
- 他校の生徒や多世代との交流を通して成長することができる。
- 多世代が参加することで新たなコミュニティが生まれ、地域のスポーツや文化芸術活動が活性化する。
- 地域で中学生を育成することで、将来的に地域の担い手として活躍することが期待される。
- 教職員の部活動指導の負担が軽減されることで、授業準備などの本来業務に専念することができる。

(2) 部活動の地域移行の推進体制

部活動の地域移行に関する課題を専門的、横断的に検討するため、以下の趣旨により令和5年5月に「部活動の地域移行検討協議会」を設置しています。

(趣旨)

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」において、国では「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る」ことを掲げていることを踏まえ地域における文化・スポーツ環境を整備し、生徒たちがそれぞれに適した環境で文化・スポーツに親しめる社会を構築することを目的として、部活動の地域における受け皿の整備方策等について検討するため、「野木町学校部活動の地域移行検討協議会」を設置する。

(組織構成員)

- ・野木町教育委員会（教育次長、こども教育課長、生涯学習課長）
- ・野木町立中学校長（野木中・野木二中）
- ・中学校PTA会長（野木中・野木二中）
- ・野木町スポーツ推進委員・野木町スポーツ協会・野木町文化協会

(事務局)

- ・教育長・学校教育係長・スポーツ振興係長・文化会館係長

部活動の地域移行検討協議会では、段階的な地域移行を着実に実施するための方策等を検討、人材確保、部活動の地域移行に関するリーフレットとアンケートの実施、部活動地域移行のQ&Aなど必要な事項を検討し進めています。

(3) リーフレット配布とアンケート

① リーフレットについて

本町の部活動の地域移行について、現状を周知するために児童生徒とその保護者、教職員向けのリーフレットを作成し小中学校等を通じて配布しました。

また、本町ホームページに掲載しました。

リーフレットの内容は、部活動の地域移行に係る国や栃木県の動向、野木町立中学校の生徒数や地域移行の状況、地域移行Q&Aなどについてであり、最後に部活動の地域移行に関する内容も含めたアンケートの協力依頼を掲載しました。今後も必要に応じてリーフレット等による情報発信やニーズ把握のための調査等を適宜実施します。

② アンケートについて

【調査目的】

児童生徒たちが、それぞれに適した環境でスポーツ・文化に親しめる社会の構築について検討するために、子どもたちのスポーツや文化芸術活動への志向
保護者のニーズや意向及び小中学校教職員の意向を把握するため。

【対象】

野木町立小学校 4～6 年生の児童と保護者

野木町立中学校 1・2 年生の生徒と保護者

野木町立小学校・中学校の教職員

【調査期間】

令和 5 年 5 月 1 日～6 月 31 日

【調査方法】

教育委員会から学校にアンケートの回答、回収を依頼した。

8 具体的課題と今後の取り組み

課題(1) 「地域移行の受け皿としての運営団体の強化や指導者の確保」について

《具体的課題》

- 受け皿としての運営団体（総合型地域スポーツクラブ等）の現存団体の組織の強化の充実及び新規地域クラブの設立の促進
- 運営団体（総合型地域スポーツクラブ）の事務員の増員及び経費拡充
- 指導者人材の確保・高い専門性や資質・能力を有する指導者の確保・若い世代の指導者の確保及び育成・広域でのネットワークの構築・スポーツ協会・文化協会との連携・大学等との連携（学生の活用・企業や地域との連携・県・町人材バンク）の活用

《取り組み》

① 受け皿としての運営団体（総合型地域スポーツクラブ）の強化

受け皿としての運営団体の拡充は、本事業における最重要課題のひとつです。新たな地域クラブ活動を整備するに当たり、生徒の幅広いニーズに応じた多種多様な種目に取り組みめる活動の提供が期待できる「総合型地域スポーツクラブ」を中心に推進していきます。

なお、総合型地域スポーツクラブの事業展開に必要な事務員の増員、経費等の支援が必須です。

また、実施主体として、スポーツ少年団やスポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、大学、地域の文化芸術団体等が考えられます。これらの多様な団体同士が、互いに連携し情報共有することで、新規地域クラブ設立に向け支援していきます。

② 指導者人材の確保

生徒にとって望ましい地域スポーツ・文化芸術活動環境を整備するためには、高い専門性や資質・能力を有する指導者の確保をしていくことは欠かせません。令和5年度の外部指導者事業では、優れた地域指導者の指導により、生徒の技術とともに顧問の指導力の向上が図られました。

町としては、前述の多様な団体と密な連携を図り、団体を通して優れた人材を確保していきます。

また、部活動指導員や外部指導者、過去に部活動指導に携わった元指導者等の人材確保に努めるとともに、指導者の質の保障として、町主催の研修会を開催し国のガイドラインに対する理解促進等を図ります。

課題（２） 「学校と運営団体の連携強化」について

《具体的課題》

- 指導の一貫性の確保
 - ・生徒目線での指導の在り方（生徒の安心感につながる指導体制）
 - ・顧問と地域クラブ指導者との連携（指導方針・考え方・指導法等の相互理解）

- 地域移行における部活動の教育的意義の継承・発展
 - ・学校部活動の教育的意義や役割の継続

《取り組み》

① 指導の一貫性の確保

平日と休日の指導者が異なるので、生徒の安心感につなげていくための一貫性のある指導体制を構築することが非常に重要になります。そこで、部活動顧問と地域指導者で指導を行ったり、打合せをしたりする機会を数回設けることで、指導方針・指導方法等のすり合わせや適切な生徒理解を行います。

また、定期的に打合せをする機会を設け、指導方針等のすり合わせや活動状況の共有をすることで、一貫性のある指導体制を構築します。

さらに、指導内容や生徒の様子を記載した活動日誌を活用することで、日々の指導状況を把握し、指導の一貫性を保ちます。

② 地域移行における部活動の教育的意義の継承・発展

学校部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の自主的で多様な学びの場としての教育的意義や役割を有してきました。この意義や役割を地域クラブ活動に継承していく必要があるため、地域指導者対象の研修会等を開催し、理解促進を図ります。

課題（3）「生徒・保護者への理解と支援」について

《具体的課題》

- 生徒・保護者への理解促進、啓発の方法について
- 保護者の負担について
- 運営経費及び支援について
- 地域クラブの認定制度について
- 活動の場所

《取り組み》

① 生徒・保護者への理解促進・啓発の方法

本事業内容等について、啓発資料の配付、町ホームページの掲載や説明会において理解促進を図ります。

② 保護者の負担

部活動では、主に教職員の指導のもと、学校施設を活動場所として使用しているため、個人負担としては部費や個人で使用する道具費など、比較的低額で活動することができました。

一方、地域クラブで活動する場合は、クラブの運営方法にもよりますが、指導者への指導料や施設の利用料、保険料などのほか、送迎に係る負担が発生します。地域クラブの運営費については、参加者の会費による費用負担が原則です。

保護者の負担について、クラブ運営費や保護者の負担が過度にならないよう、活動の維持・運営に必要な範囲内で、運営団体等と連携して可能な限り低廉な会費設定を検討します。

また、経済的に困窮する家庭の生徒の活動への参加費用の支援等に取り組みます。

③ 運営経費及び支援

各学校で、各種大会（中体連主催）の参加補助や部活動費、備品・消耗品購入費など、地域クラブ活動に移行した後の負担軽減や支援についても検討します。

また、地域クラブ活動は、学校を離れた自主的な活動となるため、活動場所までは各自による移動となります。この移動負担を軽減するためにも、関係団体等と連携を図りながら、クラブ活動ができるよう配慮します。

④ 地域クラブの認定制度

地域移行する各種団体を地域クラブとして承認する認定制度を設けます。認定の手順として、運営主体となる地域クラブ（会費で運営される団体）は、「野木町立学校における部活動地域クラブ認定要項」に沿った活動計画書など適正に運営されている地域クラブ団体を認定し、支援をして行く認定制度を検討していきます。

⑤ 活動場所

部活動の地域移行における課題としては、地域での受け皿や指導者の確保以外にも活動場所の確保があります。町内には多数のスポーツ団体・文化芸術団体が施設を利用しており、新たな地域クラブの活動場所を確保することは難しいことが想定されます。このことから、生徒の移動負担の軽減も考慮すると身近な学校施設を使用することが最適であるため、活動場所としては、学校施設を使用することを原則とします。

課題（４） 「教職員の兼職兼業」について

《具体的課題》

- 教職員の兼職兼業について
 - ・ 開始時期及び対象条件の整理
 - ・ 活動の具体的内容（従事する場所等）

《取り組み》

① 教員の兼職兼業

国が示す手引きや「とちぎ部活動移行プラン」等を参考にし、地域クラブ活動での指導を希望する教職員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、令和6年度に規程や運用の改善を行い、町内小中学校の教職員への理解促進を図り、令和7年度の本事業に関われるよう準備をしていきます。

また、町が兼職兼業の許可をする際には、本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教職員の心身の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可をします。

さらに、地域のスポーツ・文化芸術団体は、教職員を指導者として雇用等する際には、異動や退職等があっても当該教員が当該団体等において指導を継続する意向の有無や居住地等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意します。

その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、町教育委員会及び地域のスポーツ・文化芸術 団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努めます。

参 考 町内中学校教職員における部活動に係るアンケート結果

資料：令和5年度第1回野木町学校部活動の地域移行検討協議会
(令和5年7月町教委実施) 野木町のアンケート結果より

今後、学校の部活動を指導したいですか。

指導したいと思う	10.0%
できれば指導したくない	67.0%
どちらとも言えない	16.0%
現在部活動を指導していない	6%

学校の部活動が地域移行した場合指導したいですか。

条件によって指導したいと思う	27.0%
指導にあたる気持ちはない	67.0%
わからない	6.0%

休日の部活動を地域の指導者にお願いすることにどう思うか。

休日のみでもお願いしたい	14.0%
休日も平日もお願いしたい	55.0%
休日・平日も自分が指導したい	2.0%
休日・平日も地域の指導者と協力して指導したい	18.0%

- ・教職員の兼職兼業による休日の地域指導者としての参画が期待されますが、調査結果によると、町内中学校教職員の約2割(20.0%)が条件により指導を望んでいる一方、約半数(55.0%)が休日・平日の指導を望まない現状であります。

9 町・コーディネーター・学校の役割と移行の流れ

地域クラブ活動を展開するにあたっては、町・学校・運営団体がそれぞれの役割を担い、連携・協働しながら推進していくことが不可欠です。

(1) 【町の役割】

○生涯学習課 ・こども教育課

- ・ 国・県の方針を踏まえた町の方針の決定及び基本方針の策定（令和6年度）
- ・ 検討協議会の組織・運営
- ・ 学校や関係団体・機関との連携・協働のもと、地域の実情に応じた地域移行の推進
- ・ 地域クラブ活動の充実に向けた検証・改善
- ・ 受益者負担となった際の経済的に困窮する世帯への支援方策の検討等
- ・ スポーツ・文化芸術団体等の活動への支援
- ・ 団体設立援助
- ・ 指導者育成（研修会等の実施）
- ・ 人材バンクの構築及び充実等

(2) 【コーディネーターの役割】

- ・ 町、学校、生徒・保護者と連携した休日の地域クラブ活動の運営
- ・ 指導者人材の確保・育成、指導者派遣
- ・ 指導者育成（研修会等の実施）
- ・ 安全管理
- ・ 学校や部活動顧問との連絡調整、情報共有

※クラブコーディネーター…学校と地域クラブ、部活動顧問と地域指導者の連絡調整や生徒・保護者との理解促進等を行う

(3) 【学校の役割】

- ・ 自校の部活動の在り方の検討
- ・ 町の方針を踏まえ、町やスポーツ・文化芸術団体と連携した主体的な地域移行への取組
- ・ スポーツ・文化芸術団体への学校部活動運営のノウハウの伝授
- ・ スポーツ・文化芸術団体、地域指導者との連絡調整、情報共有
- ・ 地域スポーツ・文化芸術活動との調整を行う窓口の設置等
- ・ 兼職兼業の調整許可等

終わりに

学校部活動に関しては、本基本方針の中でも触れたとおり、スポーツ・文化芸術の振興・発展を支えるとともに、子どもたちのスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、自主的・主体的な活動を通じた社会性の育成など、心身の健全育成のために大きな役割を担ってきました。一方、昨今の急速な少子化に伴い、現在の学校での部活動では、学校によっては団体種目など存続することも困難であるとともに、子どもたちの多様なニーズに応えることができない状況が生じております。

また、部活動の運営については、これまで教員の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや指導経験がない教員にとって多大な負担となっています。

このような状況を踏まえ、町としましては、子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を一体的に整備し、地域全体で体験機会を確保する必要があると考えています。

現在、その第一歩としまして、中学校部活動の段階的な地域移行を目指して取り組んでいるところであり、さらに、この学校部活動の改革を契機に、中学生にとどまらず、小学生をはじめ様々な世代が参加できる地域のスポーツ・文化芸術環境の充実を図っていきます。

今後とも、「地域の子どもたちは地域全体で育てる」という観点に立ち、学校・家庭・地域が連携・協働し、それぞれの役割を果たしながら学校部活動の円滑な地域移行に取り組み、着実な実施を図るとともに、国や県の動向に注視し、本基本方針については、必要な見直しを行っていくこととします。

野木町立学校部活動の地域移行基本方針

令和6(2024)年10月

発行 野木町教育委員会

【お問合せ先】 生涯学習課 スポーツ振興係

TEL 0280-57-4187

FAX 0280-57-4914